

**【資料3】**

**2021年度事業報告書**

2021年4月1日～2022年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

**1. 事業の成果**

被害回復訴訟としては、東京医科大学との簡易確定手続が2021年度で完了し、消費者裁判手続特例法による初めての被害回復が実現しました。続けて順天堂大学との簡易確定手続が現在進行中であり、順調に進めば2022年秋頃の完了を見込んでいます。これら入学試験の差別的合否判定をめぐる訴訟では、その本質と言える慰謝料を請求できないなど様々な制度的課題が浮き彫りになりました。また、いわゆる情報商材の勧誘に関して(株)ワンメッセージ他を提訴した共通義務確認訴訟は一審・二審ともに訴訟要件を欠くとして門前払いとされています。この判決は「支配性の要件」をめぐる法令解釈・適用に重大な問題を残すと考えており、上告受理の申立てを行ったところです。

これら訴訟を通じて明らかとなった制度上の課題については、2021年末に消費者庁の有識者会議で報告書にまとめられ、2022年の通常国会の審議を経て法改正等の措置が行われる見通しとなっています。法改正後の被害回復関係業務の一層の推進に向けて準備を進めていく必要があります。

差止請求訴訟としては、(株)エーチーム・アカデミーに対する訴訟で一部勝訴を得ましたが、なお適切でない判断を含む判決と考えると控訴審に進みました。その他、2021年度は新たに2件(2022年4月に更に1件)の差止請求訴訟を提起しました。

2021年度の新たな裁判外の申入れ3件、要請は2件、検討に向けた問合せは7件となり、過年度からの申入れ事案も含め、改善結果または経過について18件を公表しました。設立以来の累計では、148件で是正を図ることができました。

**2. 事業の実施に関する事項**

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数(人)	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について検討し、次の点を協議した。 ・検討チーム等の議題とすべきか否か、 ・情報提供者への助言内容	4/1 5/6 6/10 7/15 8/19 9/16 10/21 11/25 12/16 1/27 3/3	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	1,475千円
	常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	第1検討チーム 4/5 4/12(事業者協議) 5/13 6/16 7/27 9/7 10/20 11/24 1/11 2/18 2/22(事業者協議) 3/18	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	9 4 9 9 8 8 7 8 8 8 6 8	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	

		第2検討チーム 4/6 5/10 6/14 7/26 9/9 10/19 11/26 1/19 2/17 3/14		12 12 11 11 11 11 11 11 11 11 9	
	分野別検討チーム 相手方事業者の業種毎にチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	建築請負検討チーム 4/2 8/2 9/28 10/27 通販定期購入検討チーム 4/26 5/31 7/8 9/13 10/25 12/3 (学習会) 1/13 2/28 不動産賃貸借検討チーム 4/16 6/8 7/28 9/21 10/20 11/24 2/7	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	6 6 5 5 9 10 9 9 9 19 9 8 6 7 7 6 6 6 6	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ
	差止請求委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定した。また、自らも理事会議案となる提案を行った。	4/8 5/14 6/21 8/4 9/28 11/5 12/3 1/20 2/24 3/23	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	11 10 11 13 10 13 13 10 12 13	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ

(2) 差止請求 関係業務	<p>検討事案選定会議</p> <p>消費者等から寄せられた情報について検討し、次の点を協議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討チーム等の議題とすべきか否か、</li> <li>・情報提供者への助言内容</li> </ul>	<p>4/1</p> <p>5/6</p> <p>6/10</p> <p>7/15</p> <p>8/19</p> <p>9/16</p> <p>10/21</p> <p>11/25</p> <p>12/16</p> <p>1/27</p> <p>3/3</p>	<p>千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加</p>	<p>6</p>	<p>その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ</p>	4,125 千円
	<p>常設検討チーム</p> <p>不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。</p>	<p>第1検討チーム</p> <p>4/5</p> <p>4/12 (事業者協議)</p> <p>5/13</p> <p>6/16</p> <p>7/27</p> <p>9/7</p> <p>10/20</p> <p>11/24</p> <p>1/11</p> <p>2/18</p> <p>2/22 (事業者協議)</p> <p>3/18</p>	<p>千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加</p>	<p>9</p> <p>4</p> <p>9</p> <p>9</p> <p>8</p> <p>8</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>8</p> <p>8</p> <p>8</p> <p>6</p> <p>8</p>	<p>その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ</p>	
		<p>第2検討チーム</p> <p>4/6</p> <p>5/10</p> <p>6/14</p> <p>7/26</p> <p>9/9</p> <p>10/19</p> <p>11/26</p> <p>1/19</p> <p>2/17</p> <p>3/14</p>		<p>12</p> <p>12</p> <p>11</p> <p>11</p> <p>11</p> <p>11</p> <p>11</p> <p>11</p> <p>11</p> <p>11</p> <p>9</p>		
	<p>分野別検討チーム</p> <p>相手方事業者の業種毎にチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。</p>	<p>建築請負検討チーム</p> <p>4/2</p> <p>8/2</p> <p>9/28</p> <p>10/27</p>	<p>千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加</p>	<p>6</p> <p>6</p> <p>5</p> <p>5</p>	<p>その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ</p>	
		<p>通販定期購入検討チーム</p> <p>4/26</p> <p>5/31</p> <p>7/8</p> <p>9/13</p> <p>10/25</p> <p>12/3 学習会</p> <p>1/13</p> <p>2/28</p>		<p>9</p> <p>10</p> <p>9</p> <p>9</p> <p>9</p> <p>19</p> <p>9</p> <p>8</p>		

	不動産賃貸 借検討チー ム 4/16 6/8 7/28 9/21 10/20 11/24 2/7		6 7 7 6 6 6 6	
差止請求委員会 検討チームの提案を検 証し、理事会議案とし て確定した。また、自 らも理事会議案となる 提案を行った。	4/8 5/14 6/21 8/4 9/28 11/5 12/3 1/20 2/24 3/23	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	11 10 11 13 10 13 13 10 12 13	その成果は、 不特定多数 の消費者に 及ぶ
委任前弁護団会議 差止請求訴訟提起に向 けた準備を行った。(訴 訟提起に至った際には 当該事案の弁護団に移 行)	準備会議 M 8/3 9/2 準備会議 J 11/26 準備会議 B 11/22 12/13 2/2	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	6 5 4 5 5 5	その成果は、 不特定多数 の消費者に 及ぶ
委任後弁護団会議 差止訴訟提起後の弁護 団会議	エーチーム 弁護団会議 5/31 6/10 7/15 8/2 9/3 9/30 10/13 12/17 1/6 1/19 2/17 MOMOX 弁 護団会議 12/13 1/27 ジェネシス ジャパン弁 護団会議 1/26 2/3 (事業 者協議) 3/7 (事業 者協議) 3/29 (事業 者協議)	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 5 5 5 4 4 4	その成果は、 不特定多数 の消費者に 及ぶ

(3) 被害回復 関係業務	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について検討し、次の点を協議した。 ・検討チーム等の議題とすべきか否か、 ・情報提供者への助言内容	4/1 5/6 6/10 7/15 8/19 9/16 10/21 11/25 12/16 1/27 3/3	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	17,332 千円
	常設検討チーム 情報提供を受けた事案を分析し、被害回復制度で対応できるか否かを検討した。	第1検討チーム 4/5 4/12(事業者協議) 5/13 6/16 7/27 9/7 10/20 11/24 1/11 2/18 2/22(事業者協議) 3/18	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	9 4  9 9 8 8 7 8 8 8 6 8	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
		第2検討チーム 4/6 5/10 6/14 7/26 9/9 10/19 11/26 1/19 2/17 3/14		12 12 11 11 11 11 11 11 11 9		
	分野別検討チーム 相手方事業者の業種ごとにチームを設置。情報提供を受けた事案を分析し被害回復制度で対応できるか否かを検討した。	法律扶助案件チーム 5/14 8/2	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	7 7	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
被害回復委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定した。また、自らも情報提供を受けた事案を分析し、被害回復制度で対応できる事案かどうかを検討した。	4/6 5/10 6/18 8/2 9/24 11/2 12/2 12/24(事業者協議) 1/12	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	14 14 13 14 14 14 14 2 14	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ		



(4) 消費者被害の調査・研究事業	適格消費者団体連絡協議会 適格消費者団体等の交流により、差止請求等の論点などについて交流し、今後の差止請求の推進に役立てる。	9/4 3/2 (プレ企画) 3/3 (プレ企画) 3/12	ウェブ参加	9 4 4 9	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	580千円
	消費者被害の実態調査業務 当機構で受付けた情報提供について、法的分析を加え消費者庁に報告する。	10/8～3/14	千代田区当法人事務所等	20		
(5) 被害者への支援事業	情報提供者への助言等に止まり、特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0千円
(6) 消費者に対する啓発事業	総会記念シンポジウム	6/11	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	9	一般消費者ならびに当法人会員で、参加者数は92人	629千円
	ホームページの設置と運営	月4回程度の更新	千代田区当法人事務所等	5	不特定多数の消費者及び当法人会員	
(7) 事業者に対する啓発事業	消費者志向経営セミナー	12/7	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	5	事業者を中心に10名参加	152千円
(8) 政策提言事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」にオブザーバー参加。また、検討会報告書への意見提出。</li> <li>・消費者庁「消費者契約に関する検討会報告書」への意見提出。</li> <li>・法務省法制審議会「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」への意見提出。</li> <li>・契約書面等の電子化についてヒアリング対応。</li> <li>・「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン(案)」への意見提出。</li> </ul>	10/18	千代田区当法人事務所等	25	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	74千円
		10/21				
		5/12				
		7/19 12/21 12/22				
(9) その他事業	特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0千円